

# 青森県「再生可能エネルギー共生税」の新設について

## 1. 新設の理由[青森県協議書より抜粋]

国のエネルギー基本計画に基づき、電力の構造転換を図るため再生可能エネルギーの普及拡大が進められており、風力発電など再生可能エネルギーの立地拠点となっている本県においても更なる開発が進められる中、共有財産である健全で恵み豊かな自然環境、景観、歴史・文化等を守り、これを良好な状態で次世代へ引き継いでいく必要があります。

そこで、令和5年9月に公表した「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」に基づき、令和6年4月に、立地地域と再生可能エネルギーが持続可能な形で向き合い、共存共栄していくためのルールづくりについて、学識経験者等を委員とする「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議」をスタートさせ、議論を行ってきました。

そして、ゾーニングと合意形成手続により引き継ぐべき環境を保全し、持続可能な形で再生可能エネルギーの円滑な導入を図ることとし、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案」を定めました。

今後、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」に基づく制度の円滑な運用に向け、県民や事業者への制度周知・普及啓発を図るとともに、市町村における共生区域の設定・事業認定等を行うための協議会の運営等について支援を行うこととしております。

本県としては、本県の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生が図られるよう、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」と一体となって、その政策効果・実効性を補完するために「再生可能エネルギー共生税」を実施いたしたく、同税の新設について協議し同意を得ることとするものです。

## 2. 概要 [青森県協議書より]

課税団体	青森県
税目名	再生可能エネルギー共生税（法定外普通税）
課税客体	再生可能エネルギー発電施設（共生条例第2条第1号に規定する施設であってその事業の用に供しているものをいう。） ※太陽光2,000kW以上、風力500kW以上の発電施設。
課税標準	上記施設の総発電出力（再生可能エネルギー発電施設の再生可能エネルギー源ごとの定格出力の合計値）
納税義務者	上記施設の所有者
税率	（保全地域・保護地域） 1 太陽光発電施設：410円／kW 2 風力発電施設：1,990円／kW （調整地域） 1 太陽光発電施設：110円／kW 2 風力発電施設：300円／kW
徴収方法	普通徴収
収入見込額	（平年度）約2.6億円
課税免除等	① 国が所有する再生可能エネルギー発電施設 ② 地方公共団体が所有する再生可能エネルギー発電施設 ③ 共生区域に設置された再生可能エネルギー発電施設
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

### 3. 同意要件との関係

青森県再生可能エネルギー共生税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

#### ① 課税標準

電気事業に関連する税としては、国税においては、電源開発促進税があるが、青森県の再生可能エネルギー共生税（以下「本税」という。）の課税標準は再生可能エネルギーに係る総発電出力であり、一方、電源開発促進税は販売電気の電力量とされていることから、課税標準を異にしている。

また、青森県内における既存の法定外税として、青森県核燃料税があるが、本税の課税標準は再生可能エネルギーに係る総発電出力であり、一方、青森県核燃料税は発電用原子炉に挿入された核燃料の価額及び発電用原子炉の熱出力とされていることから、課税標準を異にしている。

#### ② 住民の負担

本税は、調整地域、保全地域・保護地域で課税の目的が異なることから、「負担が著しく過重」か否かはそれぞれの課税目的も踏まえて判断する必要がある。

(1) 調整地域（税率：売電収入の0.75%程度）

調整地域における実施事業は、地域における合意形成プロセスを経た上で、原則として設置計画に係る知事の認定を受けたものとなる。そのため、調整地域における税率は、事業者が再生可能エネルギー事業を青森県内で行うにあたり、地域の自然環境、景観、歴史・文化等との共生を図る観点から課す標準的な税率として、売電収入の0.75%程度の負担水準を目安に設定している。

これは、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」における促進区域において実施されている地域貢献の取組、具体的には、青森県において既に行われている再エネ発電事業者による寄付金の額が、売電収入の0.75%程度となっている事例を参考として設定したものである。本税の課税目的である自然環境や地域社

会との共生という趣旨にも照らし、こうした実際の地域貢献の取組を踏まえた水準であることからすれば、「著しく過重な負担」とまではいえない。

(2) 保全地域・保護地域（税率：営業利益の20%程度）

保全地域又は保護地域における実施事業は、原則として設置計画に係る知事の認定を受けていないものと考えられる。そのため、保全地域及び保護地域における税率は、地域の自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承する観点から、事業実施の抑制と共生区域への誘導を目的とし、事業に一定の影響が生じる程度の税負担とする必要があることから、現在施行されている法定外税の中で最も高水準と考えられる「宮城県再生可能エネルギー地域共生税」の税率設定の考え方である「営業利益の20%程度」※を参考に設定したものであり、これらは再生可能エネルギー発電事業が必ず実施不可能になる程度の高水準ではなく「過重な負担ではない」と考えられる。

なお、宮城県の事例では、太陽光発電施設に係る税率が最低620円、風力発電施設に係る税率が最低2,470円とされているが、本税における税率は、太陽光で410円、風力で1,990円と、いずれも宮城県の事例よりも低額に設定されている。

加えて、本税は、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生を図るために設けられたものであり、共生条例に基づき共生区域内で行う事業については非課税とされており、事業者に対しては、税負担の生じない区域での事業実施という選択肢が確保されており、課税対象となる区域について、その目的に応じて税率を段階的に設定している。

これらのことを踏まえると、本税が「著しく過重な負担」とまではいえない。

※「宮城県再生可能エネルギー地域共生税」において再エネ発電事業の事業期間を通じた損益が黒字となると試算された水準

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

国においては、2050年カーボンニュートラルを目指し、地球温暖化対策計画で2030年度の温室効果ガス46%削減(2013年度比)、第7次エネルギー基本計画で2040年度における電源構成の再エネ比率の引上げ(4~5割程度)という目標を掲げ、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底することとしており、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度等により再エネ発電事業の導入を促進している。そして、両計画では、再エネ発電事業の導入拡大に向けて、「地域との共生・事業規律の強化」が重視されている。

本税は、青森県の自然環境、景観、歴史・文化等と再エネ発電事業との共生を図ることを目的として設けられたものであり、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例(令和7年3月青森県条例第二号)において定める特定の区域(保護地域・保全地域・調整地域)に設置する再エネ施設については課税する一方で、自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域(共生区域)において設置される区域については、非課税とされている。本税は、一部の再エネ発電事業については経済的負担を増加させる側面があるものの、上記の非課税措置等を通じて、再エネ発電事業者の地域との共生促進のインセンティブとすることを目的としており、ひいては今後の再エネ発電事業の推進につながるものと言える。

なお、本税について、エネルギー施策を所管する経済産業省及び地域共生型再生可能エネルギーを推進する環境省に対して総務省が意見照会を行った結果、いずれの省からも、国の経済施策に照らして適当ではないとの見解は示されなかった。

したがって、本税は「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」に該当するとはいえないと考えられる。